

入 札 心 得

最終改正（令和4年4月1日）

（趣旨）

第1条 朝日町が発注する建設工事の契約に係る指名競争入札及び一般競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、朝日町財務規則その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書及び指名通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札日の前日まで関係職員の説明を求めることができる。

2 入札者は、入札書に所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。

3 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

4 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。

5 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

6 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときは、その者に委任状を持参させなければならない。

7 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

（入札の辞退）

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1） 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

（2） 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを

受けるものではない。

4 入札の辞退により、入札参加者が1人のときは、入札執行を中止するものとする。
(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
(入札の中止等)

第4条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがある。
(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札
- (6) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格(最低制限価格を下回ったものを除く。)以上の入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ、行う

ものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をなした者にくじを引かせて落札者を設定する。

(再度入札等)

第8条 開札をなした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第5条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、当該入札に再度参加することはできない。

(契約書等の提出)

第9条 落札者は、落札決定した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(契約の保証)

第10条 落札者は、請負代金額が500万円以上の場合には、契約の締結と同時に請負金額の1割以上の金銭的保証を付さなければならない。

(異議の申立て)

第11条 入札した者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。